

令和6年度座間市地下水保全基本計画改定業務委託
及び座間市地下水総合調査事業委託仕様書

座間市くらし安全部生活安全課

令和6年度座間市地下水保全基本計画改定業務委託
及び座間市地下水総合調査事業委託仕様書

第1章 総則

第1条 適用範囲

本仕様書は、委託者座間市（以下、「甲」という。）が受託者（以下、「乙」という。）に委託する「令和6年度座間市地下水保全基本計画改定業務委託及び座間市地下水総合調査事業委託」（以下、「本業務」という。）に適用するものとする。

第2条 目的

①座間市地下水保全基本計画改定業務委託

「座間市地下水保全基本計画」（以下、「基本計画」という。）の改定のため、「座間市の地下水を保全する条例（以下、「条例」という。）」に係る事業の進捗と地下水保全効果を検証する。また、今後の地下水保全に向けて必要な具体的事業内容を検討し、令和6年度、7年度の2カ年で基本計画の改定版を作成するにあたり、高度な知識、専門的技術・経験を有する事業者支援を得ることを目的とする。

②座間市地下水総合調査事業委託

基本計画の改定に資する2ケースの水循環解析を三次元水循環解析モデル（General purpose Terrestrial fluid-FLOW Simulator, 以下「GETFLOWS」という。）を用いて令和6年度の1カ年で実施するにあたり、高度な知識、専門的技術・経験を有する事業者支援を得ることを目的とする。

第3条 疑義

本業務は、委託契約書のほか、必要な関係法令等に準拠し業務を実施するものとするが、本仕様書に記述のない事項・疑義が生じた事項については、甲乙が協議し実施するものとする。

第4条 貸与資料

本業務の実施にあたり、甲は乙に必要な資料等を貸与するものとするが、乙は貸与資料の取り扱いについては十分に注意し、汚損、破損の無いよう慎重に取り扱わなければならない。また、貸与された資料等については本業務完了後すみやかに甲に返却しなければならない。

第5条 実施要件

乙は、本業務の実施にあたり、下記の事項を遵守すること。

- (1) 本業務にあたり、必要な資機材、交通手段は乙の責任において実施すること。
- (2) 本業務の全部または主たる部分を第三者に再委託することは認めない。なお、業務の全部または主たる部分を除く再委託にあたっては、甲との協議により実施するものとする。主たる部分は、以下の通りとする。
 - ア 設計業務又は調査業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断
 - イ 解析業務における手法の決定及びその他の技術的判断

第6条 提出書類

乙は、契約締結後すみやかに経歴書のほか、座間市契約規則（以下、「規則」という。）に規定する書類を甲に提出し、甲の承認を受けた後、本業務に着手するものとする。また、これを変更する場合も同様とする。

第7条 業務実施

乙は、本業務の円滑な進捗を図るため、適切な人員配置を行い、実施体制を整えるものとする。

- 2 乙は、技術上の一切の事項を処理し、業務実施計画・工程計画など適切に遂行させるための総括者として、管理技術者を配置する。
- 3 本業務で配置する管理技術者は、高度な技術と十分な実務経験を有する技術士（総合技術監理部門（応用理学—地質、建設—建設環境）、応用理学部門（地質）又は建設部門（建設環境））若しくは当該者となる資格を有する者でなければならない。
- 4 「座間市環境方針」を遵守し、環境への十分な配慮を行うこと。
- 5 条例第31、32条に規定する座間市地下水保全連絡協議会（以下、「協議会」という。）及び座間市地下水採取審査委員会（以下、「委員会」という。）等で業務内容に変更が生じた場合は、協議のうえ、設計変更を行う。

第8条 打合せ

乙は、本業務の円滑な進捗を図るため、本業務着手時・中間時・納品時・その他必要な時において、甲と打合せを行い、本業務の実施期間中においては、進捗状況を随時報告するとともに、打合せ記録簿を作成し甲の承認を得るものとする。なお、打ち合わせは各年度概ね7回程度行う。

第9条 守秘義務

乙は、本業務で知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。

- 2 乙はプライバシーマーク（Pマーク）及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に基づく適切な管理体制とセキュリティ体制を実施するものとする。

第10条 損害賠償

乙の原因により第三者に損害を与えた場合は、直ちにその状況及び内容を連絡し、甲の指示に従うものとする。なお、損害賠償の責任は乙が負うものとする。

第11条 成果品の瑕疵

納品の後、成果品の瑕疵が発見された場合は、甲の指示に従い、必要な処理を乙の負担にて行うものとする。

第12条 成果品の帰属

本業務における成果及び中間成果の著作権は、全て甲に帰属するものとし、甲の許可なく他に公表、貸与、複製又は使用してはならない。

第13条 履行期限等

1 履行期限

本業務の履行期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとするが、本業務は2箇年の債務負担行為にて実施することから、令和6年度分は令和7年3月31日までに、令和7年度分は令和8年3月31日までに必要な成果物を納品するものとする。なお、座間市地下水総合調査事業委託は令和6年度のみの実施とする。

2 履行場所

座間市くらし安全部生活安全課指定場所

第2章 座間市地下水保全基本計画改定業務委託における業務内容

第14条 業務対象範囲

本業務の対象範囲は、地下水の水量（リニア中央新幹線建設に伴う地下水への影響と対策を含む）と水質に関する計画的な管理と総合的な地下水保全施策とする。

第15条 業務概要

本業務の業務概要は以下のとおりとする。

【令和6年度】

- (1) 基本計画作成準備
- (2) アンケート調査
 - 1) 文案作成
 - 2) 発送準備（座間市アカウントによる LINE3,000 件、郵送 200 件を予定）
 - 3) 整理
 - 4) 結果の分析評価
- (3) 現基本計画に沿った座間市地下水の現状整理
 - a. 地下水量の保全
 - b. 地下水質の保全
 - c. 水環境の保全
 - d. 保全活動の推進
- (4) 現計画に沿った具体的な事業内容の進捗と地下水保全効果の検証
 - 1) 積極的な地下水涵養
 - 2) 目標採取量による適切な地下水量の確保
 - 3) 目標地下水位による適切な地下水量の確保
 - 4) 地下水位及び湧水量の観測による地下水保全
 - 5) 水収支解析による地下水量の管理
 - 6) 継続的な地下水・湧水の水質調査による地下水質の確保
 - 7) 重点的かん養推進区域の再設定
 - 8) 斜面緑地の保全
 - 9) 湧水を中心とした憩いの場の保全
 - 10) 積極的な広報活動
 - 11) 地下水保全連絡協議会
 - 12) 地下水採取審査委員会
 - 13) 県・近隣自治体との連携強化
 - 14) 大規模地下構造物建設事業に対する監視活動
 - 15) その他、現基本計画に沿って必要とされる事業の進捗とそれに伴う地下水保全効果の検証
- (5) 基本計画推進体系図の再構築

- (6) 協議会及び委員会への参加
 - 1) 本業務の進捗状況説明資料の作成
 - 2) 事前協議
 - 3) 協議会及び委員会における本業務の進捗状況の説明
 - 4) 協議会及び委員会における参考意見の陳述
- (7) 報告書作成
- (8) 打合せ・協議

【令和7年度】

- (1) 基本計画作成準備
- (2) 基本計画書の作成
- (3) 協議会及び委員会への参加
 - 1) 本業務の進捗状況説明資料の作成
 - 2) 事前協議
 - 3) 協議会及び委員会における本業務の進捗状況の説明
 - 4) 協議会及び委員会における参考意見の陳述
- (4) パブリックコメント用の計画書素案の作成
- (5) 報告書作成
- (6) 基本計画書印刷
 - 1) 基本計画書
 - 2) 概要版
- (7) 打合せ・協議

第16条 計画準備

本業務の実施に先立ち、業務の円滑な進捗が図れるように、作業方法・業務工程等について適切な作業計画の立案を行うものとする。

2 立案した作業計画については、各業務の行程毎に実施計画書及び工程表を作成し、甲の承認を得ることとする。

第17条 座間市地下水の現状整理

地形・地質、地下水・表流水の水量・水質、地下水涵養、地下水利用等、座間市の地下水の現状を、これまでの地下水総合調査、基本計画中間検証等の既存資料に基づき収集・整理する。

第18条 具体的事業内容の進捗と地下水保全効果の検証

条例に係る以下の事業について、施策や業務の実施状況・内容を整理し、事業の進捗と「地下水量の保全」、「地下水質の保全」、「水環境の保全」、「保全活動の推進」の4つの観点から地下水保全の効果を検証する。

〈条例に係る事業〉

- (1) 有害物質使用事業場設置届（条例第7条関係）
- (2) 地下水総合調査（条例第14条関係）
- (3) 井戸設置届（条例第16条関係）
- (4) 地下水採取量報告（条例第20条関係）
- (5) 地下水涵養策（条例第24条関係）
- (6) 地下水保全連絡協議会（条例第31条関係）
- (7) 地下水採取審査委員会（条例第32条関係）
- (8) 地下水保全対策基金（条例第34条関係）

第19条 基本計画推進体系図の再構築

条例に係る各事業の具体的事業内容を整理し、基本計画推進体系図を再構築する。

第20条 アンケート調査の実施

市民・事業者の地下水保全への意識・関心度、及び条例に係る各事業への意見要望等を把握するため、無作為抽出した市民・事業者約3,200件を対象にアンケート調査を行う（3,000件は座間市アカウントによるLINEにより実施し、200件は郵送により実施する）。

アンケート内容は、乙が検討・作成し、甲と協議のうえ、決定するものとする。アンケートに必要な経費は乙が負担する。

第21条 基本計画の原稿作成

本業務で実施した検討結果について、とりまとめを行い、基本計画書及び概要版の原稿を作成する。なお、令和7年度はパブリックコメントを実施するため、甲の指定する期日までに基本計画の素案を作成する等の支援も行う。

第22条 協議会及び委員会への参加

協議会及び委員会において、本事業について協議する。運営は甲が行うが、乙は協議会及び委員会に参加し、本事業の進捗状況を説明し、質問への回答と参考意見の陳述等を行

う。なお、本事業を議題とする協議会及び委員会は、各年度概ねそれぞれ3回程度開催する。

第23条 基本計画書の印刷

基本計画書及び概要版の印刷を行うものとする。

(1) 基本計画書

200部・A4版・約100ページ・カラー

(2) 概要版

400部・A4版・約10ページ・カラー

第24条 成果品

本業務の成果品は、以下の各号に掲げるとおりとする。

各成果品に関するデジタルデータは、MS-Word・MS-Excel・MS-Powerpoint等汎用的なフォーマットを原則とする。但し、図に関するデータ形式については、別途甲と協議により、適切なフォーマットを決定することとする。

(1) 報告書	2部
(2) 概要報告書	2部
(3) 基本計画書	200部・A4版・約100ページ・カラー
(4) 基本計画書（概要版）	400部・A4版・約10ページ・カラー
(5) 上記(1)～(4)に係る原稿及び図面原図等（デジタルデータ含）	1式

第3章 座間市地下水総合調査事業委託における業務内容

第25条 業務概要

本業務の業務内容は、以下のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 資料収集・整理
- (3) 解析方針検討
- (4) 影響予測検討

第26条 計画準備

本業務の実施に先立ち、業務の円滑な進捗が図れるように、業務内容ごとに業務計画及び工程表を作成し、甲の承認を得ることとする。又、業務計画にない新たな業務内容が発生した場合は、速やかに甲乙で協議を行い、必要に応じて業務内容の変更・追加等を行うこととする。

第27条 資料収集・整理

本業務においては、GETFLOWS を用いて影響予測を行うこととする。そのため、GETFLOWS の構築にあたって必要となる気象、地形・地質、地下水、土地利用、揚水量等の最新の情報を収集・整理する。整理結果を踏まえて、過年度の地下水総合調査で検討された水文地質構造等を更新して GETFLOWS の構築を行う。

なお、GETFLOWS の検証にあたって必要となる地下水位、湧水量等の調査結果については必要年度分を提供する。

第28条 解析方針検討

本業務においては、昨今の都市化、気候変動等を踏まえて、甲が今後直面するシナリオを複数検討する。また、検討したシナリオのうち、水資源及び水循環の影響が大きく、基本計画の改定に資する2ケースを定性的に予測する。選定した2ケースは、影響予測を行うケースとなることから、甲の承認を得ることとする。

第29条 影響予測検討

本業務において構築した GETFLOWS を用いて、「第28条 解析方針検討」で検討したシナリオ2ケースにおいて影響予測を行う。影響予測検討のため、2ケースのシナリオの変更条件を検討し、影響予測解析を実施する。影響予測解析結果については、地下水分布や地下水流動の変化を予測し、その影響を水資源及び水循環の両面から評価する。

第30条 協議会及び委員会への参加

協議会及び委員会において、本事業について協議する。運営は甲が行うが、乙は協議会及び委員会に参加し、本事業の進捗状況を説明し、質問への回答と参考意見の陳述等を行う。本事業を議題とする協議会及び委員会は、第22条に定める基本計画改定に伴うものと併せて、概ねそれぞれ3回程度開催する。

第31条 報告書の作成

本業務に関する内容を取りまとめ、報告書及び概略報告書の原稿を作成する。

第32条 成果品

乙が提出する成果品は次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------------------|----|
| (1) 報告書 | 2部 |
| (2) 概要報告書 | 2部 |
| (3) 報告書原稿、概要報告書原稿及び図面原図等（デジタルデータを含む） | 一式 |

各成果品に関するデジタルデータは、MS-Word・MS-Excel・MS-PowerPoint 等汎用的なフォーマットを原則とする。但し、図に関するデータ形式については、別途甲と協議により、適切なフォーマットを決定することとする。